

民間資金等活用事業推進委員会
第10回事業推進部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第10回事業推進部会 議事次第

日 時：令和4年12月27（火）14:30～16:30

場 所：オンライン会議

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 優先的検討規程の実効性向上に向けた見直しの方向性（案）について
- (2) 民間提案の実効性向上に向けた環境整備について
- (3) P F I 事業の事後評価実施状況の把握について
- (4) 表彰制度の概要（骨子案）について
- (5) その他

3. 閉 会

○田村参事官 定刻より少し前ですが、全員おそろいのようなので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会第10回事業推進部会」を開催させていただければと存じます。

私は、司会を務めさせていただきます、田村と申します。本年10月から参事官を務めております。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

初めに、当室の室長でございます、審議官の英より御挨拶を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○英審議官 PFI推進室長の英です。

今日は、年末のお忙しいところにお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

最初に、私から一言御挨拶を申し上げたいと思います。

PFIにつきましては、今年6月3日に新しいアクションプランを制定したところでございますが、その後もいろいろな動きがございました。

一つは、アクションプランに書いてあった事項のうち、法改正が必要なものは早期にやる必要があるということで、この秋の臨時国会に法案を出すべく準備いたしました。

その結果、PFIの対象施設にスポーツ施設を追加すること、運営権事業に対して、事業開始後の変更手続を認めるような制度を設けること、PFI推進機構について、事実上の業務期限でありました株式の処分期限を5年延長するとともに、地銀などに対してノウハウを提供することを新たな業務に加えること、こういったことを内容とする法案をまとめました。これは9月20日に親会であるPFI推進委員会にも諮らせていただきましたが、その上で、10月14日に閣議決定して、国会に提出いたしました。

臨時国会での審議は、内閣委員会に法案が3本あったものですから、非常にタイトな日程で、やきもきした時もあったのですが、結果的に国会会期末である12月10日に、参議院の本会議で可決・成立した次第です。

それ以外にも、アクションプランに基づいた話として、民間提案制度の充実ということで、民間提案に対しての加点制度を10月末に決定しているところでございます。

こういった進展がございましたが、アクションプランに書かれていることは、まだまだこれから検討しなければいけないことが残っております。

優先的検討規程は、前回、6月末に私が初めて参加させていただいたときの部会でも議論させていただきましたが、これについても引き続き議論が必要ですし、民間提案の実効性向上、表彰制度といったことについて、議論が必要と考えておりますので、今日はこういった点をまた皆様に議論いただいて、ご意見をいただければと考えております。

ということで、年末の非常にお忙しいところ恐縮でございますが、本日は何とぞよろしくお願いいたします。

○田村参事官 ありがとうございます。

まず、本日は、委員の皆様方全員に御出席いただいておりますので、定められた定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、今回より、池田委員、藏重委員、丹生谷委員、本田委員に御出席いただいております。

皆様方からそれぞれ一言ずつ頂戴できればと存じます。

では、池田委員からよろしく願いいたします。

○池田専門委員 初めまして。鹿島建設土木管理本部土木技術部リニューアルグループの池田と申します。

私は、今まで社会資本、インフラ、主に橋梁の維持管理に関わる業務に携わってまいりました。

今回、事業推進部会の委員として就任させていただきましたので、お力添えさせていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○田村参事官 よろしく願いします。

続きまして、藏重委員、お願いします。

○藏重専門委員 皆さん、こんにちは。YMFG ZONEプランニングの藏重と申します。

私は、山口銀行のグループ会社でございまして、2015年からPPP/PFIの推進を山口や広島のエリアで行って来ました。普及啓発や案件形成、地域プラットフォームとかいろいろなものを手がけさせていただいております。

これまでいろいろな現場でいろいろな方の御意見を伺ってきたつもりでございまして、ぜひそういった経験を生かしながら、本委員として貢献していきたいと思っております。

なお、今日は山口県の下関から参加させていただいております。

また皆さんといつかお会いできることを楽しみにしておりますので、ぜひ引き続きどうぞよろしく願いいたします。

よろしく願いいたします。

○田村参事官 ありがとうございます。

続きまして、丹生谷委員、お願いします。

○丹生谷専門委員 渥美坂井法律事務所におります、弁護士の丹生谷と申します。よろしく願いいたします。

PPP/PFIの関係の事業という意味では、ほぼPFI法が制定されたぐらいから継続的にずっと取扱いしておりまして、発注者側、国や自治体様の代理という形でアドバイザーに就くこともございますし、事業者様ということで代理をさせていただくこともございます。

このたびは、事業推進部会ということで、私もぜひ良質なPPP/PFI事業が増えてくれるようにと非常に強く願っておりますので、何らかお役に立てればと思っております。

よろしく願いいたします。

○田村参事官 ありがとうございます。

では、最後に、本田委員、よろしくお願ひいたします。

○本田専門委員 皆さん、こんにちは。富山市政策監の本田でございます。

私は、令和元年から計画部会のメンバーであります。今回から事業推進部会にも参加させていただくこととなりました。

地方自治体の立場から、支援制度などについていろいろと発言させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○田村参事官 ありがとうございます。

事務的な連絡ではございますが、本会議はウェブ会議システムを活用し、委員の皆様方、各省庁の傍聴者はオンラインで参加していただいております。

傍聴されている方につきましては、カメラ及びマイクのボタンは押さないよう、御注意願ひします。

それでは、以降の議事につきましては、北詰部会長に進めていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

北詰先生、よろしくお願ひします。

○北詰部会長 部会長を仰せつかっております、関西大学の北詰でございます。

聞こえますでしょうか。

年末押し迫ったところ、皆さんお集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、4人の新しいメンバーをお迎えし、また新しい視点で、この会議が活発な議論の下で進められることを期待しております。

皆様、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、議事に入ります。

本日は「その他」を含めまして5つの議事がございますが、まずは議事1～3につきまして、併せて事務局から御説明いただきたいと思いますと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○茨木企画官 PFI推進室の茨木でございます。

まず、資料1を説明させていただきます。

1ページをお願いします。

まず、優先的検討規程の実効性向上に向けた見直しについてでございます。

これに関して、アクションプランの位置づけでございますが、まず、優先的検討規程の運用状況を総点検し、その上で、運用に関する負担軽減に配慮しつつ、この規程の実効性の向上、さらには民間提案促進の観点も含めて見直しを推進することとされております。

なお、今回の部会で、民間提案という言葉が出てまいります。民間提案につきましては、入札、公募を受けて、入札提案をするという意味の民間提案ではなくて、PFI事業等を企画・発案する段階で、事業をまず提案する、初期の段階の民間提案という言葉でございます。

優先的検討規程につきましては、本年9月に事業推進部会の審議をいただいた上で、策

定の手引の見直しをさせていただいております。

その際には、小規模自治体の参考となる取組を拡充することをメインに、策定の手引を見直しさせていただいたところがございますが、アクションプランの記載、位置づけを踏まえまして、運用状況等を確認しながら、継続的に見直しの検討を御審議いただければと思っておりますので、お願い申し上げます。

2ページをお願いします。

まず、優先的検討規程の策定の運用状況の全体像でございます。

アクションプランにおきましては、2つのKPI、目標が定められておりまして、1点目の人口10万人以上20万人未満の地方公共団体については、令和5年度までに優先的検討規程を策定することが定められております。

これにつきまして、今年10月から12月にかけて地方公共団体のアンケート等で進捗状況を確認いたしました。

令和3年度末で19.9%という状況でございます。

ただし、表の下のほうに書いてございますが、今年度策定予定、策定中、今後策定する意向ありといった自治体を合わせますと85.9%といった状況でございます。

2点目の目標といたしまして、この規程に基づくPPP/PFI事業の検討を実施した団体数を令和6年度までに334団体とするものでございます。

この334団体は、人口10万人以上の自治体を足したものであるということで、表の左側中段にあります178団体と156団体を足して334団体というものでございます。

これにつきましては、令和3年度末時点で164団体の検討を実施したといった状況でございます。

次のページをお願いいたします。

もう少し運用状況を細かく見るということで、令和3年度に関する検討状況をまとめております。

令和3年度に優先的検討を行った団体数は105団体ということで、規程を策定している227団体の約46%の団体で令和3年度に検討され、その検討件数の合計は263件でございました。

この検討件数は、平均でいくと2.5件なのですが、その分布としましては、左下のグラフで1件が一番多くて、54団体で、最も多くて19件ということで、1年当たり10件以上検討した団体は4団体ということでございます。

この263件のうち、PPP/PFI手法で実施と判断された件数は、検討の結果、PPP手法になったものが86件ございました。

この分布は、右下のグラフですが、1件が40団体で多くて、5件が1団体といった分布状況でございます。

263件の検討中86件がPPP/PFIになったということで、いわゆる打率という観点でいくと、令和3年度につきましては33%ということでございます。

小規模自治体も含めて、良質なPPP/PFI形成をより多くしていくという観点に立ちますと、この263のいわゆる打数ですが、よい打数をより増やしていく必要があるかと思えますし、さらにその検討の過程でPPP/PFIになっていくべきものが漏れないように、ちゃんとPPP/PFIが形成されていく打率を上げていくといった方向性が望ましい方向性ではないかと考えているところでございます。

4 ページをお願いいたします。

もう少し細かくこの規程の運用状況のアンケートを取っております。

そこで課題を4点抽出させていただきました。

1点目が、優先的検討の対象事業が特に小規模団体でないことが多いということがありました。

一方、規程の検討対象の基準が10億円と設定されているのですが、小規模団体では、10億円より小規模のPFI事業でも実績が結構あるということで、そこから、小規模でもPPP/PFI事業に適した案件があるにもかかわらず、検討対象になっていない可能性があるのではないかということが考えられます。

次に、優先的検討の対象事業や優先的検討結果を公表するとしている団体が少ないということでございます。

今、指針におきましては、検討の結果、PPP/PFIにならなかった場合のみ公表していただきたいとなっておりますが、一部の団体では、優先的検討の対象となった事業のリストであったり、検討結果いかににかかわらず全て公表するといった団体もございます。ただし、それは非常に限定的であるという状況でございます。

3点目が、簡易検討における課題ということで、簡易検討の段階でもVFMを出していただきたいということになっているのですが、VFMの数値の妥当性の確保がなかなか難しいといった御意見であったり、さらに詳細な検討に進んだ段階で出すVFMとの差があるので、説明がなかなか難しいといった課題が挙げられております。

さらに、PPP/PFIの導入に至らなかった理由として、VFMが得られなかったという理由が挙げられております。

こうしたことで、簡易な検討でVFMの精度の確保が難しいという状況の中、簡易検討のVFMのみでPPP/PFIを導入する、しないといったことを決定するのは、かなり判断が難しいといった状況が明らかになってきております。

最後ですが、規程策定済みの団体にもかかわらず、アンケートをしていく中で、対象事業を把握できないといった団体も複数存在しております。

特に小規模団体は、事業を取りまとめる、所管する部署と、実際に事業を動かす部署の連携体制がなかなか取れていないといった状況が見られております。

こういった課題を踏まえまして、次のページがまとめになりますが、5ページでございます。

実効性向上に向けた見直しということで、よりよいPPP/PFI事業を多くつくり出してい

くといった観点で見直しの方向性を提案させていただいております。

1点目が「対象事業の柔軟な選定」ということで、事業費基準、10億円等に合致しない小規模なものであっても、PPP/PFI事業の実績が多い施設であったり、例えば公営住宅とか庁舎、複合施設、スポーツ施設といったものであったり、民間の創意工夫の発揮が特に期待されるような事業、もしくは民間の参画意欲が高い事業といったものは、事業費基準にかかわらず、対象事業とすることを改めて推奨することが考えられると考えております。

2点目でございます。

「情報開示内容の簡素化・民間提案機会の拡大」ということで、優先的検討の対象事業については、可能な限り、事前にリストを公表していただくことが考えられると考えております。

こうすることで、優先的検討の前段階で民間からの提案であったり、アドバイスをいただけるということで、その結果が優先的検討にも反映されて、PPP/PFIにつながっていくこともあろうかと思えます。

また、採否の結果にかかわらず、全て検討結果を公表していただくことで、民間企業の事業提案であったり、入札時の提案の準備もしっかりとさせていただけることにつながるかと思っております。

一方、負担軽減の観点から、今、費用の額等の公表をさせていただいているところですが、入札手続の影響等の観点から、費用の額等までは求めないことにしているのではないかと考えています。

3点目が、定性的評価の導入というところで、簡易検討の段階においては、VFMを出していただく以外のやり方として、類似の先行事例の調査、サウンディング調査等に基づいて、例えばVFM以外に公共サービスの向上であったり、地域のにぎわい創出といったPPP/PFIの多様な効果を定性的に評価する採用も取り入れていいのではないかと考えております。

最後でございます。

運用が定着する体制というところで、庁内の体制をしっかりと整備していただくことを改めて推奨するというところでございます。

見直しの方向性について、この4点を提案させていただきました。

これについて御意見を頂戴できればと考えております。

最後の6ページは、今申し上げました4つの見直しの観点が、検討のプロセス上、どこに位置づけられるかということでマーキングしたものでございます。

資料1の説明は以上でございます。

続けて、資料2の説明に移らせていただきます。

資料2は「民間提案の実効性向上に向けた環境整備について」でございます。

民間提案の実効性向上につきまして、アクションプランの位置づけでございますが、まず、インセンティブを付与すること。

さらには、地方公共団体における受付体制や情報発信の強化等を通じて、民間提案が積

極的に活用される、実効性の高い環境整備が行われることとされております。

参考でございますが、1ページの下です。

「民間提案の実施状況」ということで、アンケート調査の結果で、何らかの民間提案を受けたことがある公共団体は264団体ということで、全体の15%。

民間提案に関する制度を有する公共団体は180団体で全体の10%ということで、そのうち民間提案による事業化に至った実績を有する地方公共団体は74団体ということでございました。

まだまだ民間提案を活性化する、また環境整備をしていく余地や必要性があるかと考えております。

2ページでございます。

アクションプランを受けまして、まず、内閣府におきまして、民間提案をしていただいた企業に対して、入札時に加点措置をすることを位置づける実施要領を決定させていただきまして、各省庁にこの取組をしていただくよう通知するとともに、地方公共団体には、これに準じた取組が実施されるように、技術的助言として通知させていただいたところでございます。

3ページをお願いします。

こういった加点措置であったり、公共団体における受付体制や情報発信といったことを促進していくという目的で、まず、来年早々、ヒアリング調査を実施いたしまして、他団体の参考となる先行事例を収集した上で、それを発信することをしたいと考えております。

また、あわせまして、ヒアリングを通じて、運用上の課題等も抽出して、今後の民間提案の実効性に向けた環境整備の検討に活用していきたいと考えております。

ヒアリング対象ですが、民間提案の事業化実績のある先進的な公共団体のうち、加点措置を導入している、または受付窓口、事業リストを公表している先行的な地方公共団体、さらに、これらの事業化に至った基となる民間提案を実施された民間事業者、計10者を選定してヒアリングをしたいと考えております。

ヒアリング内容といたしましては、公共団体に対しましては、加点措置については、加点割合の考え方であったり、決定方法、課題と対応。

受付窓口については、窓口部署と事業を所管している部署の連携方法。

事業リストについては、事業リストの作成方法、公表の方法、時期等といったことをヒアリング調査したいと考えております。

民間事業者に関しましては、インセンティブとじていただける加点措置の程度や公共団体においてどのような運用をしたほうがいいのかといった観点であったり、提案が促進される（提案が可能となる）窓口の体制であったり、事業リストの内容。

また、提案の経験を踏まえて、もろもろ総合的に民間提案の課題といったものを教えていただくことを考えてございます。

このヒアリング項目等についても、御意見等、御審議いただければと思っております。

参考でございますが、民間提案に関する現時点での環境整備の状況を3ページの下に示しております。

事業者選定の評価において、インセンティブを付与する仕組みを有している公共団体は40団体でございます。

また、インセンティブを何らかの形で付与したことがあるのは81団体で、そのうち加点措置を行ったのは24団体ということです。

加点の割合をガイドライン等であらかじめ定めているのは7団体。

民間提案の受付窓口を設置しているのは150団体。

事業リストを公開しているのは51団体といった状況でございますので、まだまだ環境整備の必要性があるかと考えてございます。

資料2については、以上です。

最後に、資料3について御説明させていただきます。

「PFI事業の事後評価実施状況の把握」ということで、事業推進部会の御審議を踏まえまして、令和3年4月に、事後評価等のマニュアルを作成・公表させていただいております。

これから1年半程度たつてございますので、事後評価の実施状況の把握をまずしたいと考えております。

対象事業といたしましては、PFI事業実績のうち、既に期間が終了したもの、あるいは令和7年度までに終了予定のものと考えてございます。

R3年度末で、現時点で932件の実績があるということで、このうちこれに該当するものというものでございます。

調査する内容としては、事後評価の実施状況、やっているか、やっていないか、どのような形でやっているかということ。

事後評価の結果の内容、目的の達成状況（定量面・定性面）。

また、財政負担の軽減効果とその確認方法。

マニュアルにおきましては、サービス対価の変動の有無といったことを確認するとなっておりますが、一部の団体ではVFMを出している団体もあると聞いておりますので、そういったところは、やり方も含めて聞く。

あと、課題、改善であったり、次期事業の有無とその事業手法はどのように検討されたかということ。

事後評価の課題ということでございます。

参考に、PFI法の審議に際しまして、衆参両院から附帯決議が決定されておまして、その中でも、PFI事業の事後評価を含めた課題分析を行って、今後の事業実施に生かすこととされておりますので、このことも踏まえまして、事後評価のやり方自体の課題把握であったり、さらにはその結果を見て、PFI事業自体の課題も含めて把握に努めたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。

それでは、皆様方から御意見を賜りたいと思いますが、挙手ボタンを押していただければ、こちらから順次御指名申し上げますが、2～3名程度御発言をいただいてから事務局にお答えいただくスタイルを取ります。

ただ、例えば先ほどの意見に関連してちょっとだけというものがあるかもしれませんが、そういう場合は一声かけていただければ、その方も御発言いただいた後で事務局にお答えいただくという立ち位置にしたいと思います。

そういう形にいたしますので、挙手ボタンを押していただければ御指名申し上げます。いかがでしょうか。

では、山口部会長代理、お願いします。

○山口委員 御説明ありがとうございました。

私からは2点ほどありまして、資料1なのですが、5ページですか。

見直しの方向性案なのですが、まず、③で実効性向上に向けた見直しの方向性ということで「定性的評価の導入による柔軟な運用」というところがあるのですが、そもそもの議論として、簡易検討においては、VFMは精度の確保が難しく、VFMのみでの評価は困難だから、定性的評価の導入による柔軟な運用が必要なのではないかという書き方をしているのですが、そもそも定量的評価と定性的評価は、かなり性格が違うのではないかと思います。

定量的評価は、どちらかといえばPPP/PFIの直接的効果であって、コスト削減とか収益力向上が中心になるとは思うのですが、定性的評価ですと、直接的効果に加えて間接的な効果も評価できると。

実際に今回の令和4年度の推進アクションプランでは、PPP/PFIの役割として、地域課題の解決とか魅力的で活力ある地域の実現、あるいは新たな政策課題とか社会課題の取組といった、SDGsで議論されているいわゆる同時解決、マルチベネフィットを意識しながら書かれている。

そうしますと、例えば収益に直接貢献しない地域貢献、あるいはカーボンニュートラルに向けたCCUSといった、いわゆる足元の事業、要は、短期的にはコスト増になって、いわゆるVFMが出にくいといったものについては、そもそも定量的評価になじまないのではないかという気がするので、定量的評価で、簡易検討で困難だから、定性的評価で柔軟な運用をしようというよりは、どちらかといえば、いわゆるそういったマルチベネフィット、同時解決の必要性があまりない事業に関しては、どちらかといえば定量的な評価を重視していく。

一方で、そういったいわゆる同時解決、マルチベネフィットの重要性が高いものについては、定性的な評価をしていく必要があるのではないかと考えています。

簡易検討について、結局、VFMのみでの評価は困難、精度の確保は難しいといった場合に、定量的評価で簡易検討は逆にあまり求めなくてもいいのではないかと。

そもそも最初の段階で、定性的な評価で、直接的効果でこういったものが期待できる、

一方で、間接的効果としてこういったものが期待できるといったところを整理して、期待が得られそうだ、利益が得られそうだということであれば、いわゆる詳細なVFMの検討をしていく形が一つあるのではないかと。いずれにせよ、簡易検討に問題があるから、定性的な評価の導入による柔軟な運用をしようというロジックはちょっとおかしいのではないかと思います。これが1点目です。

2点目が、④の「運用が定着する体制整備」というところで、庁内の推進体制を整備することを推奨と。

これはもっともで、そのとおりなのですが、実際に参考⑧の1/2を見ると、回答数は少ないのですが、結局、全庁的なPPP/PFIのいわゆる担当部署が支援しているというのは、回答はゼロなので、PPP/PFIの専門部局がそもそも確立されていないところがあるので、推進体制を確立するというか、それを整備することを推奨するといっても、要は、どういう形で実際に体制整備をしていただくのかという具体的な推進の支援のアプローチを考えていただかないと、単に推奨するだけでは意味がないのではないかと思います。

私からは以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

続きまして、福島委員、お願いします。

○福島専門委員 では、私からは、資料1について3つありましたが、うち1つは、山口先生が先ほどおっしゃったバリュー・フォー・マネー、定性・定量のところ、全く同じ意見でしたので、そちらは割愛させていただきます。

同じページで、①の小規模でもPPP/PFI事業に適した案件が検討対象になっていない可能性についての見直し案ということで「対象事業の柔軟な選定」と書かれています。

これはこれで結構かと思うのですが、恐らく、特に我々金融機関的な立場でいくと、事業の規模が小さくなると、組成コストとかを含めて、そもそもコストに見合わないケースも出てくるかと思っています。

ですので「対象事業の柔軟な選定」と書かれています。それだけではなくて、手法とか、いろいろなやり方によってはコストを下げられますよとか、例えば組成コストの高いSPCを組まなくてもやれるPPPはありますよということで、非常に幅広くなってしまうかもしれませんが、いろいろな可能性、事例を含めて見せていくことも必要ではないかと思っています。

それから、これは意見ではなくて、質問なのですが、スライドの15ページです。

優先的検討の対象事業については、人口規模にかかわらず、公表しないとする団体が多いとありますが、こちらは結構重要なポイントかと思っていますので、主な理由が分かれば、御教示いただきたいと思っています。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

よろしゅうございますか。

○福島専門委員 すみません。あと、これは指摘事項です。

スライド6の上のほうに、多分、誤字があると思います。

○茨木企画官 「開示」です。

○福島専門委員 「開示」ですね。

ありがとうございます。

部会長、すみません。

資料2とか資料3も今、コメントするのですか。あるいは、また後でしょうか。

○北詰部会長 はい。併せて言ってしまってください。

○福島専門委員 分かりました。

では、すみません。長くなって恐縮ですが、資料2から2点コメントさせていただきます。

資料3はないので、こちらで終わりです。

資料2の参考⑦は、この部会でもずっと検討してきた加点のところで、今までもいろいろな意見があったところかと思いますが、こちらのアンケート結果を見ると、確かに5～10%という加点割合が一番多いのですが、10～15%、あるいは少し飛んで20%以上も合わせると、それに劣らず多いのかなと、やや驚きをもってこのアンケート結果を見ておりました。

ただ、あくまで参考とはいえ、加点割合が総配点の5～10%という表現が、資料の随所に出てくるかと思うのですが、実際はケース・バイ・ケースだと思しますので、あたかも5～10%を推奨しているかのようにあまり見えないほうがいいかなと。つまり、10～15%とか20%以上をつけようとされている発注者をちゅうちょさせないようにしたほうがいいかというのが1点です。

最後にもう一つですが、今回、来年1月から2月に行われますヒアリング調査の目的は、表題にもあるように、加点措置とか受付体制、情報発信の強化にあるということなので、これはこれで結構かと思いますが、民間提案の事業化実績のある地方公共団体のうち、加点措置を導入している、または受付窓口及び事業リストを公表している地方公共団体というのが今回のヒアリング調査対象です。

それから、民間のほうも、上記の事業化に至った民間提案を実施した民間事業者ということで、要するに、経験のある人たちを対象にしているということで、この目的に沿ってはいと思うのですが、一方で、大きなゴール、つまり、恐らく、日本でいう民間提案、海外でいうところのアンソリシティッドビットみたいなものに比べて、圧倒的に日本の民間提案は少ないということで、これの実効性を上げていこうというのがこの究極のゴールだったと思います。

そうすると、今までやったことのある人たち、既に体制も整備されている自治体に対してのアンケートは、それはそれで強化策は見えてくると思うのですが、別の機会でも結構ですので、例えば逆に、なぜ民間提案制度を利用しなかったのかとか、そういうネガティブなほうの理由、声も拾い上げて、総合的に見ていかないと、多分、民間提案制度はなかな

か浸透しないのかなと思っています。

すみません。長くなりましたが、以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

今、お手を挙げている3人の中で、両先生方の御意見にかぶせて言ったほうが効果的だという方はいらっしゃいますか。

なければ、順番でいくと下長委員なのですが、下長委員、よろしくお願いします。

これで一旦、区切らせていただきます。

○下長専門委員 私からは1点だけなのですが、資料でいうと3ページ目ですか、優先的検討規程の御説明をいただいたときに、1つの自治体で既に数件事業化しているような、かなり積極的に取り組まれている自治体があるという説明があったかと思います。

そういう自治体の事例こそ広く周知したほうがいいのではないかと思います。優先的検討規程自体が国でひな形をつくられて、それに倣って自治体の皆さんつくられているのですが、既にヘビーユースされているところは、いろいろと手を加えたり、例えば様々な庁内フローをつくったりされているのではないかと思うのです。

その辺りの既に先導的にやっている自治体のノウハウをどんどん開示することを主として取り組んでいただけるといいのではないかということ、意見として述べさせていただきます。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

事務局、一旦御回答いただけますでしょうか。

本田委員、宇野委員、申し訳ございませんが、後でまたよろしくお願いします。

○茨木企画官 ありがとうございます。

事務局でございます。

まず、優先的検討規程の簡易な検討段階での定性的評価の位置づけについては、そもそも定量的評価と意味づけとか位置づけが違うのではないかという御意見を頂戴しました。

これについては、いただいた御意見を踏まえて、ロジックの整理をさせていただきたいと思います。

推進体制につきましても、今、優先的検討を定着させる体制づくりということで、内閣府の予算の中でも支援メニューがあるのですが、そういったことも併せながら体制をつくっていただくことに対しての支援をやっていきたいと考えております。

あと、小さい事業というか、採算性がなかなか厳しいけれども、そういったものでもPFIを組成していく可能性があるということで、そういった事例も見せていくことをこの規程の中なのか、事例紹介の中なのか、いろいろとやり方はあると思いますが、そういった事例を見せていくことも考えたいと思います。

御質問で、PFIに関して公表していないことがあると。

その理由は、細かくアンケートの中で聞けていないのですが、我々が考えられるのは、

今、優先的検討の指針の中では、検討の結果、PPP/PFIにならなかった場合のみ公表することを原則にしておりますので、この設問自体が、対象事業を公表しているか、していないかと聞いていますので、もともとルールにない公表について聞いているというところで、今のところ公表はしていませんよという回答を得ているのだと思っております。

これについて、今後、検討対象事業も公表していくことが考えられるのではないかと考えているところでございます。

あと、加点割合の5～10%が決め打ちに見えないようにと御示唆をいただきました。

おっしゃるとおりでございます。決め打ちではなくて、例えばVFM10%の提案を受けた場合は5～10%といった例示の仕方をしていただいておりますが、そこは原則として、発注者が決めるものであることはしっかりと踏まえて、情報をお伝えしていく必要があるかと考えてございます。

あと、アンケートの対象として、民間提案の実績がある先進自治体だけではなくて、やったことのない、なぜ使えないのかということも含めて聞いたほうがいいのではないかと考えてございます。

これもそのとおりだと思いますので、アンケートの対象は、この中でやるか、別でやるのかも含めまして検討させていただければと思います。

あと、1年間で優先的検討をやって、5件のPPP実績があるような先進自治体の事例は、優先的検討の好事例でもありますので、それについては、我々もどうやってやったか聞いて、横展開の可能性も検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

ありがとうございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

特に小規模で組成コストが見合わないという話と、山口委員がおっしゃったように、収益には貢献しないけれども、地域に貢献するというお話は、もちろん、小さくてもコストがちゃんと見合うほうがいいに決まっていますが、そうでなくても可能性は追求していければと思っておりますので、御配慮いただければと思います。

それでは、御質問いただいた3名の先生方、よろしゅうございますか。

では、引き続き、宇野委員、お願いします。

○宇野専門委員 北海道大学の宇野でございます。

私からは、ヒアリングの調査項目について発言したいと思います。

まず、民間提案の資料2のヒアリングの関係でございますが、民間事業者に関しましては、そもそも民間提案の準備やコストにどの程度の時間やコストをかけられたのか。恐らく、かけたコストに見合った加点を期待されるのだらうと思っておりますので、そもそもどれぐらいコストをかけているのかという点を聞きたいと思えました。

また、それぞれ社内で民間提案に踏み出そうと現場の方が考えたときに、どのような判断基準で民間提案の実施可否について社内で合意が取れるのか、どのような点を勘案しな

がら民間提案を社としてお決めになっているのか。その基準をお伺いしたいと思います。

地方公共団体に関しましては、周知方法に関連するのかもしれませんが、民間企業にどのようにアプローチされているのかお伺いしたいと思います。単に公表し、受付窓口を設けるというような待ちの姿勢なのか、それとも積極的にコミュニケーションをとっているのか、そのあたりをお伺いしたいです。

もう一つ、資料3の事後評価の調査に関してです。いくつかの団体に聞いてみると、そもそもこのマニュアルの存在を知らないというケースもありました。そこで、マニュアルの周知状況についてもお伺いしたいと思います。

以上、この調査に関連して知りたい点を挙げさせていただきました。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

では、引き続き、本田委員、お願いします。

○本田専門委員 先ほど山口委員長代理も御指摘されましたが、5ページの①の「対象事業の柔軟な選定」と、簡易検討段階における「③定性的評価の導入による柔軟な運用」について発言させていただきます。

私は、これまで計画部会でも、環境活動や社会活動に関連する指標、幸福度などの定性的な評価の必要性についても発言させていただいており、ここでの方向性は評価できるものと思っております。

ただ、いずれも柔軟という言葉がキーワードになっておりますが、選択肢が増える半面、現場サイドから申し上げますと、判定がやや難しくなるケースも出てくるのではないかと感じます。

多くの自治体では、優先的検討規程を設けていますが、運用の段階であまり活用されていないようです。それは、検討の進め方や判定の基準などがよく分からないということが理由にあると思います。そのため、専門家の知見がどうしても必要になってくると思います。

もとより、このような定性的評価を含む、VFMを補完する新たな指標を国としてお示ししていただくことが一番よいではありますが、当市では、現在、PPP事業手法検討委員会を市の附属機関といたしまして、最適な事業手法を選択する上で参考にしているところであります。

また、当市では、一昨年度、内閣府の支援の下に、日本経済研究所と共に学校PFI事業について、新たな指標の調査を行いました。

その結果、維持管理とかサービス水準の質の向上、教職員の負担軽減等の効果を確認したところでありますが、こうした価値を定量化していくためには、今後も学校だけではなくて、様々な事例を分析する必要があると感じたところであります。

そこで、内閣府におかれましては、このような調査の状況などにつきまして、可能な範囲で結構ですので、御教示いただければ幸いです。

それに加えて、内閣府のPPP/PFI行政実務専門家派遣制度とか、国交省のPPPサポー

ターなどの制度は、小規模自治体にとっても、現場の貴重なアドバイスが得られる、非常に重要な制度であると感じております。ですので、この制度活用に向けたさらなるPRとか、自治体だけで判断することができない判定ポイントを補完していただくなど、そういった支援をお願いできればと考えております。

あと、情報提供になりますが、富山県では、これまで富山市と北陸財務局や金融機関が中心となって、とやま地域プラットフォームを運営してきましたが、今年4月から、富山県が活動に参加しております。

県の参画によりまして、広域的な取組がより一層推進されるものと考えており、今後、県内自治体の多様な官民連携の取組に関する機運の醸成とか、ノウハウの習得などを検討しております。

次に、資料2でございます。

民間提案の実効性向上に向けた環境整備でございますが、本市では、令和元年に大型橋梁の整備について、6条提案を受けたことがあります。

アイデアとしては有益ですが、事業の実施時期が合わないという理由で、事業化には至りませんでした。これは官民双方にとって、非常に時間とコストがかかるという印象を持ちました。そのため、官民対話があまり十分ではない段階での提案が前提となっているため、よほどのインセンティブがない限りは、民間事業者側も踏み切れないのではないかと感じております。

以上であります。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

難波委員、お願いします。

○難波委員 東洋大学の難波です。

私からは、資料1について1点と、資料2に対して2点あります。

まず、資料1なのですが、今までほかの先生方からも御意見が出たところと少しかぶる部分もあるかもしれませんが、①の「対象事業の柔軟な選定」で、例えば小規模の場合でも、本文のほうにも少し書いていただいているのですが、バンドリングや広域化をすれば対象になり得るとか、そういうのをもう少し示していただけると、自治体の方として検討が進めやすいものももしかしたらあるのではないのかという気がしています。

これは恐らく、優先的検討規程の①か、③かは分からないのですが、例えばそれ以外にも、今までの優先的検討規程は、どちらかというと建物の部分がメインになっている。

それをPFIであったり、あるいは指定管理であったりというところに寄っているところがあると思うのですが、ソフト事業との組合せによって事業化できるようなものももしかしたらあるのではないのかという気がしていて、そういったものをちゃんとPPPとして拾っていけるようになったらいいなと思うので、何らかの形で例示なり、あるいは考え方としてどこかで示していただけたらいいなと思いましたというのが1つ目です。

資料2に対して2つありまして、恐らく、今回出していただいた加点措置等は、今まで

踏み切れなかった自治体にとっては非常にいいなと思うので、最初に、非常によかったと思います。ありがとうございます。

その上でなのですが、最近、民間事業者の方と話をしていると、受け取った側に審査をする能力であったり、予算がないのではないかというところで、それで結局、ろくな審査をしてもらえずに、そのまま却下されるリスクをすごく懸念されていらっしゃる場所が多いので、今後、そこへのアプローチを考えていただけないかなと思っています。

一つ、今御相談を受けているところでは、6条提案を出して、併せてそれこそ先導の補助金等でアプライしようかという話を出している案件がありまして、そうすれば、公共側予算がなくても、ちゃんとした審査というか、検討してもらえないかという話をしていたりします。

諸外国、特にアメリカとかだと、民間提案を受け付けた際に、審査料を民間事業者から取るような事例もかなり多くあって、それに応じてコンサルタントを雇って、ちゃんと審査ができます、検討ができますという体制をつくっているようなところもあるのです。

受け取った側が審査できないのは、全世界的な課題になっている部分なので、日本政府としても何か策を講じていただけたらいいなと思っていますというのが一つ。長くてすみません。

最後にもう一つなのですが、窓口の体制は、今回のヒアリング項目にも入っているのですが、例えば第三セクターとか地方交通といったときに、必ずしも自治体だけが主体になっていない、あるいは三セク側としては、自分たちは決定というか、判断ができない人たちに、仮に6条提案なり、民間提案をしたいと思ったときに、どこに持っていったらいいかというのは、正直、今のところすごく不透明で、あっちに行ったり、こっちに行ったり、たらい回しにされるというのが実情なので、そこに対するアプローチをどうしたらよいか。

多分、これはヒアリングで聞いても答えは出てこないのかもしれないのですが、国の方々とも一緒に考えていただければと思いました。

すみません。質問というよりは、要望かもしれませんが、以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

受け取った場合に、審査能力がないのではないかというのは、なかなか厳しい指摘ですが、実態とも思いますので、よろしくお願いします。

では、このタームでは丹生谷委員まで行って、一旦、事務に返したいと思います。

丹生谷委員、お願いします。

○丹生谷専門委員 丹生谷です。よろしくお願いいたします。

私も、民間提案のところなのですが、ページでいいますと8ページ。

まず、6ページの受付実績のところ、地方公共団体で民間提案を受けたことがあるのは264団体ということで、結構多いのだなという印象を持って、それは思ったよりすごいのだろうと個人的に思ったのですが、例えば8ページに行きまして、実績化がどれぐら

いできていますというところに行きますと「事業化した実績はない」が100という形で出ていて、これはかなりもったいないのではないのかなという気がします。なので、民間も提案していくに当たっては、かなりコストと労力をかけて提案していくのだと思いますので、それを伸ばさないように。

今のお話は難波委員からもありましたが、恐らく、自治体の体制が整っていない、また経験がないので、非常にぼやっとした段階のところからどのように受け付けて考えていったらいいかというところのノウハウがない。

そのようなことは結構あるのかなと思うのですが、なぜ事業化しなかったのですかというところは、今後、なるべくアンケートなりで明確にしていって、事例はもちろん公表できないわけですが、こういう課題があったからだということを表に出していただけるとありがたいのかなと思いました。

自治体のほうの能力だというお話もありましたが、もしかしたら民間事業者のほうもあまりよく分かっていなくて、それこそ先ほどのように、タイミングがどういうことだったのかは分からないのですが、もう少しタイミングなりというところで工夫の必要があったのか、それとも全く分からないままごりごりという形でただ出したというところで、あまり工夫がないようなものだったのかということもあるかと思うので、何らかの形で課題を公表していただければ、民間事業者も、こういう形で、これぐらいのコストと労力をかけていけば評価されるのだという形の手がかりもできると思うので、その辺が明らかになるといいと思いました。

そういう意味では、同じスライドの3枚目で、今度、ヒアリング調査を実施されるところでありますが、このヒアリング項目はいずれもよろしいというか、ぜひ期待したいところなのですが、地方公共団体でも、①～③に限らず、自分たちは実際にやったりはしなかったけれども、このようにしたらいいのではないかという自治体のアイデアなどもなるべく広めに聞いていただきたい。ヒントが出てくると非常にいいのではないかと思います。

私も、難波委員がおっしゃったように、予算の問題というか、最初の段階でどうなるかもよく分からないような段階で、自治体がどこまでこれに割けるのかというところもあると思いますので、その辺が明らかになってくるのであれば、そこに支援を入れていくとか、そういったやり方をして、その段階で、自治体だけでお知恵がまだとか、御経験がないのであれば、コンサルさんなども一緒に入れて、味方になって一緒になって考えてくれるところが入ってくれることは大きな力なのではないかと思うので、その辺についても興味があるところ、ヒアリングで聞いていただきたいところだと思います。

よろしくをお願いします。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

この3人の委員の先生方の意見に対して、事務局、御回答いただけますでしょうか。

よろしくをお願いします。

○茨木企画官 まず、民間提案に関しては、聞く内容ということでアドバイスをいただきました。

民間側に、コストや準備にどれぐらいかかっているのかとか、民間提案をする、しないの判断基準はどういうところにあるのかといったところはぜひ聞ければと思いますし、自治体側として、民間側に待ちの姿勢なのか、もうちょっと積極的に行っているところが成功しているのかとか、そういったところも含めて聞ければと考えております。

また、民間提案マニュアルの存在がなかなか知られていないということで、周知は継続的に努めますし、どれぐらい浸透しているかということは定期的に把握していければと思います。

また、優先的検討規程の中で、定性的な評価のやり方は、自治体の現場レベルでは非常に難しいのではないかという話もいただきました。

我々としても、事例の多様な効果がどのように出ているかという事例分析をしているところもありますので、そういったところを糸口に、現場で判断がしやすいものをお示しできるかどうかといったところも検討していきたいと考えております。

また、優先的検討の対象で、今、10億円という基準も出している関係上、まず、施設整備ありき、箱物ありきみたいなこともちょっと出ているかとも思いますので、ソフト事業との組合せといったところも広く対象にしていただけるような伝え方も検討したいと思えます。

また、全世界的な課題ということで、民間提案を受け取った自治体側の審査体制がかなり厳しいという御意見もいただきました。これについては、国としてどういった支援が可能なのかということも含めて考えてまいりたいと思います。

今回、提案を受けても、事業化できていない団体が結構いることも分かりましたので、それが非常にもったいないということもありますので、体制が問題だったのかとかも含めて、そこは聞いていければと思っております。

アンケートの内容につきましては、ここにお示しした以外にも広めに考えて、また実施したいと思えます。

以上でございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

もちろん、アンケートもたくさんやればやるにこしたことはないのですが、質問項目を増やすこと自身は多分大丈夫なのですが、対象を増やす場合は大変な部分もあると思いますので、できるだけ効率よくしていただければと思いますし、今回の機会にするのか、別の機会にするのか、うまく仕分けしていただければと思います。

御質問いただいた3先生方、よろしゅうございますでしょうか。

では、引き続き、続けてまいりたいと思います。

お待たせしました。藏重委員、よろしくお願ひします。

○藏重専門委員 ありがとうございます。

私からは、3つ御意見させていただきます。

1つ目ですが、資料1の5ページ目です。

皆さんが御指摘されていらっしゃるところで、私は、②と③の見直しの方向性に関する意見です。

実効性を上げるところが目的と思うので、私としては、民間の意見を広く聞きながら案件形成を行っていく必要があると思っています。

特に簡易な定量評価とか詳細な定量評価という段階があります。

簡易な定量評価の段階で、先ほども少し御指摘があったかと思いますが、単に定量的な指標だけで評価するのは、私もあまり同意できず、できる限り民間の意見を聞きながら検討していくことが必要と思っています。

そのやり方として、先ほど富山市の方も御指摘されていたと思いますが、まさに地域プラットフォームが全国に多々できておりまして、それをうまく活用しながら、案件の情報発信と民間提案まではいかないながらも、民間の意見を聞く場が既にごございますので、うまく使いながら案件形成をしていく。そういう優先的検討規程の変更に変わっていければと思っていますところでは。

2つ目は、5ページの④でございますが、体制です。

今後、小規模自治体が案件を検討するのを推進していくのは、私も非常に賛成でございますが、現場を見てみると、特に小規模自治体、人口でいうと5万人未満とか、10万人未満の自治体だと、体制の面が非常に苦しそうな印象を受けております。

小規模自治体でPPP/PFIとなると、属人的になっていくケースが多く、その人が頑張ればできるみたいな状況になっているので、ぜひマニュアル化を国のほうである程度進めていただいて、これを使ったらできるというものの、例えば契約書一つ取っても、整備いただけるといいのではないかと考えているところでは。

最後ですが、3つ目です。

民間提案の環境整備ということで、資料2に関して、3ページ目です。

ヒアリング調査に関しての意見ですが、私も、いろいろな民間事業者とお話する中で、6条提案を使って、ぜひ提案したいという方は結構いらっしゃいます。

その相手先がどういうところかというところ、小規模な自治体が比較的多いのです。

大規模な自治体だと、ある程度組織がしっかりとしているので、案件を出そうと思ったら自らどんどん出してくるのですが、なかなかそれに気づかない小規模な自治体向けに、民間として提案していく。今後、そういった事業をつくる流れを増やしていく可能性も比較的高いのではないかと私は思っています。

その意味では、まさに先ほども申し上げましたが、小規模自治体の体制整備は相当必要性を増してくると思います。皆さん御指摘されているとおり、マニュアルをつくって、好事例をつくって横展開していくことが必要だと思いますので、ヒアリング調査においては、今回は難しくても、今後、ぜひ御検討いただければと思います。

以上、3点でございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

藏重委員、確認ですが、マニュアルについては、既に幾つかホームページなどで御紹介されているのですが、小規模自治体が当面抱えているような課題にふさわしい内容であるとか、先ほどありましたように、いろいろな事例、課題などについて、横展開で共有できるような情報ということですね。

○藏重専門委員 そうですね。

○北詰部会長 分かりました。

ありがとうございます。

次に、村松委員、よろしく申し上げます。

○村松専門委員 ありがとうございます。

今回、事務局の方々に丁寧に案をまとめていただきまして、大変ありがとうございます。

書かれている内容については、私も異論はございません。違和感なく受け止めさせていただきます。

今回、体制整備に大分フォーカスを当てていただいて、自治体にとって一番課題となっているところをどうやって解決するかといった形で支援が向いていると受け止めにいたしました。大変重要なことだと思っております。

まず、資料1と資料2でそれぞれ1点ずつ申し上げたいと思うのですが、資料1は、皆さん既におっしゃっていましたが、今映していただいております5ページの④で体制整備を挙げてくださっております。

こちらで機能を上げていくための体制が十分ではないといったことで分析されておりますが、担当所管課での行動だけでなく、適切な評価が行われているのかどうか、案件の組成に当たって、検討を始める段階で、十分に案件にできそうなものが漏れてしまっていないかといった観点で、主担当だけではなかなか十分な機能発揮ができない面もあると思えます。

私は監査法人におりますので、監査で重視される内部統制という観点で申し上げますと、現場で実行する部隊と、事項が適切に行われているかというチェックをする部隊、それを独立した立場からモニタリングする監査があって、初めてこういったものが機能するといった考え方もございます。あまり屋上屋の組織をつくることはよしとはしないのですが、現場お任せではなくて、きちんと動いているのかといった観点でのチェックは、実効性を高めるために必要なのではないかと思います。

もう一つ、資料2のほうで、民間提案の実効性向上に向けて、環境整備ということなのですが、データで7ページを拝見しましたところ、赤囲みしていただいているところは、活用がある程度進んでいるところだと思うのですが、ここでn=1,788件で、手続・仕組みが構築されていませんが1,547件ありますといったのは、圧倒的多数はまだまだ手続や仕組みが構築されていないということの裏づけなのかと思います。

なぜそもそもこういった手続・仕組みに手が回っていないのでしょうかというのは、アンケートでなかなか詳細を取りづらいつころかもしれないかもしれませんが、もしこういった窓口をつくるところからというのがすごく大きなハードルになっているのだとしたら、そこを突破するような支援ができないものかと思って、この1,547という数字を眺めておりました。

いずれにしても、自治体の人手不足や経験不足といったところをいかに支援していくかというところにつながっていくと思いますので、今お示ししていただいている事務局案で進めていただければと思っています。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

事務局、一旦、この段階で御回答いただければと思います。

○茨木企画官 優先的検討の中で、民間側に対する情報提供であったり、情報共有といったものに、地域プラットフォームが活用できるのではないかという御意見を頂戴しました。これについては、非常に有効な手段かと存じますので、どのように見直しの中に入れ込めるかも含めて考えさせていただければと思います。

また、PPP/PFIがかなり属人的なものになってしまっているのは、そこを組織の動きとして根づかせるのが目的の一つでもありますので、今、様々なマニュアルが既に整備されていますが、今後、改定していくタイミングで、そういう機会を捉えて、小規模自治体で使いやすい、また体制整備につながるような観点も含めて考えていければと思っています。

また、民間提案の仕組みは、まだ全然構築されていないのが現実でございます、これからというところもありますので、我々も先行事例の展開と、なかなか難しい要因も含めて研究して、実効性のある取組につなげていければと思います。

以上でございます。

○北詰部会長 私自身は、民間提案をしたいという相手は、意外と小規模自治体が多い一方で、小規模自治体側にそれだけのパワーがあるとは限らない、あるいは場合によっては能力がないとまで言えるかもしれないというギャップみたいなものを国の立場でサポートしていくのか、あるいは仕組みだけつくって、民間の方であるとか、あるいは金銭のようなものでフォローしていくのかという部分がありますね。併せ持った仕組みとして設計できれば、お互いのニーズとシーズが合うのかなと思って、お話を聞いておりました。

藏重委員、村松委員、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

あと、もし御質問、コメント等がございましたら、池田委員、横山委員、渡辺委員をはじめ、皆さんよろしゅうございますでしょうか。

○横山専門委員 北詰先生、横山ですが。

○北詰部会長 では、横山委員。

○横山専門委員 参考資料のほうは、御説明はあるのですか。

○北詰部会長 多分、議題1～3については、御説明は事務局からしたという形になっているのだと思っております。

それが終わりますと、次の議題の表彰制度に行ってしまいますので。

○横山専門委員 そうですか。

では、ここで発言させてもらってよろしいですか。

○北詰部会長 はい。よろしく。

○横山専門委員 スポーツ施設のところで発言しようと思っていたのですが、資料等には何の異存もございませんが、各委員お集まりですので、もしお知恵があったら、ぜひ教えていただきたいのですが、スポーツ施設などをPFIでやろうとしたときに、それまで指定管理者制度を使って、各自治体のスポーツ協会、昔でいうと体育協会といったところが指定管理者になっていることがあって、そこから施設も老朽化したので、PFIを導入するといった場合に、他の分野でもいろいろと伝統的な公共的団体はありますが、例えば観光協会とか文化協会、また、自治体が出資している財団とかの外郭団体等ですが。

そういったところが指定管理者になっている例が多いと思うのですが、その場合、新たにPFI事業者を選定するときに、そうした今までの公共的な団体がSPC等の一員になる場合があります。しかし、どこかのグループに入ってしまうと、どこかのグループが取れなかった場合、公益的な団体の存続に関わることになってきます。

私は、自治体にはいつも申しているのですが、もはやそうした公共的な団体は、こう言うてはなんですが、プレーヤーとしての能力はなかなか難しいと思うのです。ですから、公共的な事業を維持するために存在するのであれば、そこに特化して、自治体から委託費等を手当てして、プレーヤー、PFIの受け手としてのほうには入らずに、どこが事業者を選定されても、そこと連携するような仕様書にしていくべきではないかと私は申し上げているのですが、これについて、皆さんいかがお考えでしょうか。

何かいい事例があったら教えていただきたいのですが、本田委員、いかがですか。

○本田専門委員 富山市の場合は、富山市体育協会という財団法人がございます。

先生がおっしゃるように、体育協会とかスポーツ協会の主なミッションは、施設の管理、運営もありますが、それぞれのいろいろな競技団体との関連で、競技の体育指導も重要なミッションになっております。

富山市は40万都市なので、一定程度の体育施設のロットがございますので、例えばあるAという体育施設をPFIでということになった場合でも、仮にそこから体育協会が外れても、総量として、運営については、特に大きな支障はないのですが、先生が御指摘のとおり、そういったことも常に意識しながら、よりベターな選択肢は何かということを常に考えていますので、必ずしも財団法人を、SPCに入れる、入れないということより、もっと大局的な見地から最適化を考えていかなければいけないと考えておりますが、現場は、そういう危機意識は持っている。

○横山専門委員 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、何か御経験はございますか。

○北詰部会長 おっしゃるように、少しくまく仕分けをして、外郭団体の能力に応じて、仕様書でプレーヤーから外すような形にしていくのは、一つのやり方だと思いますので、実際に組成する前に、発注者側が現状、その団体の在り方とかをちゃんと整理される形でよろしいかと思えます。私はそう思います。

議題として、この3つの中でいいますと、アクションプランでスポーツ施設にどんどん広げていくと一つの明言にありますので、いろいろな方向性とか民間提案の中身として、横山委員から御議論、御提案いただいたという位置づけにさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○横山専門委員 どうもありがとうございました。

○北詰部会長 池田委員、渡辺委員、よろしゅうございますか。

○渡辺専門委員 では、渡辺から。

○北詰部会長 渡辺委員。

○渡辺専門委員 福島委員をはじめ、多くの委員の方の御発言があったため、繰り返しになってしまうかと思えますが、資料2の民間提案の実効性向上に向けた環境整備に係るアクションプランの加点措置に関する実施要領についてです。

先ほど御意見があったとおり、VFM10%の場合、総配点の5～10%を加点割合と記載いただくことは、一つの参考値として示されたことが分かるように、これに縛られないように御配慮いただくことが大切だと考えました。可能であれば、これ以外にも指標を複数提示していただくことで、自治体の選択肢も増えるのではなからうかと考えたところです。

こういった実施方針として示していただくことで、今後、民間提案が増えていくことが期待できると感じていいです。

渡辺からは以上でございます。

ありがとうございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

ほかはよろしゅうございますでしょうか。

○池田専門委員 池田です。

最後になりましたが、よろしいでしょうか。

○北詰部会長 では、池田委員、お願いします。

下長委員、後でまたお願いします。

池田委員、よろしくお願いします。

○池田専門委員 いろいろな先生から御意見等をいただいて、私もそのとおりだと思っております。

資料1に関しまして、5ページ目の「④運用が定着する体制整備」に関しましては、小さな市町村に関して、担当者を据えることも多分難しいと思えますので、ここら辺に関しましては国とか都道府県という上の組織からの支援体制が必要ではないかと思っております。

す。

同じく「③定性的評価の導入による柔軟な運用」に関しましてなのですが、ここで詳細検討につきましても、VFM以外に、サービスの向上とか地域課題の解決といったそれ以外の効果を評価の基準として認めるのであれば、資料3にありましたPFIの事後評価実施状況の把握のところの事後評価の内容につきましても、検討で取り上げた効果につきまして、ちゃんと事後評価することを忘れないでしていただきたいと思っております。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

時間の関係もごさいますので、下長委員の御発言をもって、この議事は一旦、クローズさせていただきます。

下長委員、よろしくお願ひします。

○下長専門委員 先ほどの民間提案の加点のところについて一言だけ。加点評価について、VFM10%の場合に、総配点の5%~10%を付与するという具体例を示されたのは大きな一歩だと思っています。

最近、提案審査の中で、価格の審査と価格以外の審査の1点の価値をそろえることが非常に重要性を帯びていると思っていまして、いわゆる1点の価格は幾らなのかという議論がある中で、民間提案者に加点をする加点の幅は、他の審査項目との価値の整合が非常に重要だと思っています。極端に高いのも駄目だし、当然、少なすぎるのも駄目です。

提案したという行為に対する価値を正しく評価して、それができれば一番いいのですが、なかなか難しいとも思います。ただ、他の評価項目との1点の価値の平仄をそろえるのが非常に大事だという視点は重要だと思うので、他の審査項目、あるいは価格の審査との整合性を一定程度考えるみたいなところを何か一言入れていただくのがいいのではないかと思います。

以上です。

○北詰部会長 私もそうだと思うのだけれども、なかなか難しいですね。

事務局のほうからもし御回答がありましたら。

これまでの御指摘からかなり重複する部分もありますので、簡単に御発言いただければと思います。

事務局、よろしくお願ひします。

○茨木企画官 加点制度の5~10%については、ヒアリング調査の中で、実際に加点評価した経験を踏まえて、どのようにやったかという事例を聞きますので、それを紹介するとともに、その考え方も参考にして、またお示しできるように考えたいと思っております。

他の評価項目と価値をそろえるのは、非常にハードルが高いのですが、まず、事例を当たってみたいと考えております。

小さな市町村への体制、支援についても、様々な施策と併せて考えさせていただければと思います。

以上でございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

本当は私からも言わなければいけないのかもしれませんが、多くの方々から重要な御指摘をいただきましたので、一旦、ここでクローズさせていただいて、その他御意見、御質問のある方は、事務局にメール等で御連絡いただければと思います。

それでは、議事1～3は、一旦、これで終わりますして、議事4「表彰制度の概要（骨子案）について」について進めてまいりたいと思います。

事務局より御説明をお願いします。

○佃企画官 事務局でございます。

佃と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、現在、事務局で検討しておりますPPP/PFIの表彰制度の骨子案について説明いたします。

資料4の1ページ目の表を御覧ください。

まず、表彰の「目的」ですが、先導的な優良事例等を表彰し、機運醸成を図り、未実施団体や小規模団体における活用の拡大、これまで広く活用されてこなかった事業分野における活用対象の拡大、民間の創意工夫の最大化を目的とすることとしたいと考えております。

次に「表彰の対象」ですが、後述する審査委員会において決定する、当該年度の表彰テーマに該当するPPP/PFI事業や関連の取組を通じて、表彰テーマの実現に寄与した団体を表彰することを考えております。

次に「表彰者」についてですが、こちらは現在、検討中でございます。なるべく励みになるように、ハイレベルによる表彰を目指したいと考えておるところでございます。

「表彰の頻度」につきましてですが、毎年1回を想定しておるところでございますが、こちらは、一度運用してみて、改めて検討したいと考えておるところでございます。

「表彰数」につきましては、大賞が1～数件。

特別賞をテーマごとに数件ぐらいかと考えておるところでございます。

「選考方法」ですが、他の事例に倣いまして、PFI室長が委嘱する外部有識者で構成する審査委員会にて表彰テーマを決めまして、募集、選考と考えております。

こちらは、事業推進部会、あるいは計画部会の委員からお願いする可能性もありますので、お声がかかった場合は、何とぞよろしくお願ひいたします。

最後に「評価項目」につきましては、表彰の目的を踏まえまして、取組事業の先導性、モデル性（汎用性）の観点に加えまして、事業としての継続性や多様な効果についても評価の観点に加えたいと思っております。

次のページに移っていただきまして、この表彰制度のスケジュール感でございますが、本年度内に制度設計を終わらせて、年度明けから審査委員会の立ち上げに始まり、年度前半で表彰テーマ決めから募集、審査、表彰まで行えればと考えておるところでございます。

年度の後半では、実際の運用状況を踏まえまして、制度の見直し、運用改善に取り組みたいと思っております。

このサイクルで、翌年度以降も運用していくことを想定しております。

最後に「検討の論点」と記載しているところでございますが、本日は、この表彰制度の目的や評価項目をはじめ、本資料で示した内容について広く御意見をいただければと思っております。

簡単ではございますが、説明は以上になります。

よろしく願いいたします。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

表彰制度について、簡単なお話をいただきましたが、この件に関しては、御発言のある方だけ受け付けますが、同様に挙手ボタンを押していただいて、質疑にしたいと思います。

では、山口部会長代理、よろしくお祈りします。

○山口委員 御説明ありがとうございます。

評価項目については、これから精査するのかなと思うのですが、基本のところで見いきますと、4番目の「多様な効果が期待できること」と「審査委員会が表彰にふさわしいと認めるもの」は、修正が必要なのかなと思っております。

単純に「多様な効果が期待できること」は、漠然とし過ぎていて、実際、PPP/PFI推進アクションプランでは、先ほどの資料1にも関連しますが、要は、地域課題の解決とか、魅力的で活力ある地域の実現、新たな政策課題、社会課題の取組といったところを視点として挙げているわけですから、本来、そういったことを多様な効果というところで定義して、それに基づいて評価するのがあるべきなのではないかと。

それから、5番目の「審査委員会が表彰にふさわしいと認めるもの」は、主観性が入り過ぎますので、あくまでもふさわしいかどうかを認める基準が上の4つであって、それに基づいて判断する形にさせていただかないと、要は、審査委員の先生方の好き好きでこれを表彰したいという議論が出てしまうと意味がありませんので、その辺りは少し修正が必要なかなと思っております。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

引き続き、福島委員、お祈りします。

○福島専門委員 こういった表彰制度自体は、官民いずれにとっても非常に励みになることかと思っておりますので、決して反対ではなく、賛同いたしたいと思っておりますが、特にPPP/PFI事業の場合、事業期間が非常に長くなります。

15年とかそれ以上になってくるものもあるかと思っておりますので、どの段階で表彰するとか、そういった時系列も、もしかすると区別して考えたほうがいいのかと思っております。

評価項目を見ていまして、先ほど山口先生からもありましたが、これから詰められるのかと思っておりますが、これらを全て含んだ形での総合的な判断になるのかなと思っておりますが、

例えば供用前の、特にアーリーステージのようなところで表彰してしまっただけで、表彰した後に、何かネガティブな事象が起こって、問題が起こる、結局、これは内閣府が表彰した事業なのだけれどもみたいなことで、表彰制度自体にけちがついてしまうリスクも多分、考えておかなければいけないのかなと思っています。なので、PPP/PFI事業で表彰をやることについては、いろいろと留意しなければいけないかなと思っています。

そこでひとつジャストアイデアなので総合的に判断するのも一つなのですが、例えばここに書いてある評価項目でも、先導性と汎用性というのは、部分的にはやや相反することもあるのかなと思いますし、例えばスキーム面ですごく先導的だったのだけれども、あまり汎用性がなかったというものも出てくるかと思うので、ここはあまり狭め過ぎてしまうと、表彰自体が難しくなるのかもしれませんが、例えば細かくテーマごとに特別賞と書いてありますが、このイメージで、スキームは先導的なのとか、あるいは建設・設計はまた別の論点ですが、維持、管理、運営は、要するに、極端に言うと15年終わってしまわないとなかなか評価できないところもあるかもしれないので、そういったものは事後的に評価するとか細々と分けて、それぞれ評価時点を変えていくのも考え方としてはあるのかなと思っています。それが一つ。

もう一点も、山口先生がおっしゃったところで、審査員の苦労がかなりあるかなと思っただけで、次のページに、毎年入れ替えて平等性を保とうとされている仕組みになっているのだろうと。

そこは非常に理解いたしますが、皆様御案内のとおり、この業界は決して広くはなくて、同じような顔ぶれというか、どうしても重なってきてしまって、我々はもちろんのことですが、アカデミックの先生方も、個別の事業に関わられていることも結構多いので、バイアスをゼロに持っていく人選は結構難しいのではないかなと思っていますので、こちらは特にアイデアはないのですが、そういうところに少し留意されたほうがいいのかということなんです。

以上です。

○北詰部会長 では、引き続き、村松委員、お願いします。

○村松専門委員 ありがとうございます。

こういう新しい取組はととてもすばらしいと思って、こちらの資料を拝見しておりました。

今回、テーマごとに選出する仕組みは、案件を多面的に捉えて、総合評価だけでなく、それぞれのいい点にフォーカスしやすくしているのは、応募する方からしても、自分のところでこういうのをを出してみようかと、取り組みしやすい切り口かなと思っています。

案件そのものでなくて、実務の取組体制とか、それこそ今日お話がありましたように、民間提案の活用でこういう仕組みを持っているといったものも審査の対象として応募できるような切り口に挙げていただければと思います。

これは実現できるのかどうかは分からないのですが、表彰に当たって、副賞のインセンティブは考えてもいいのではないのでしょうかと思いました。

補助金とか賞金といったものが果たしてどういう仕組みにのっかって出せるのか、分からないのですが、出して、お金をもらって、ほんの少額でもいいのですが、PPP/PFI事業に使えますよとか、そういった形でお金が回ると、より取り組む気持ちになるのではないかと思います。

もう一つ、表彰結果のアピール方法というのですか、どうやって皆さんに周知していただいて、表彰された取組がこの領域ですばらしいことなのだということが、自治体に持って帰ってもきちんと認識していただけるか。

携わった方だけの中でよかったという話ではなくて、そういう取組が大事なのだというのをちゃんと各自治体に持って帰って、続けてやってみようとか、横の動きを見て、うちの自治体も次回は審査に応募してみようかといった形で、よりエンカレッジするような仕掛けを併せて組立てをしていただければと思っております。

先ほど案件が非常に長期にわたるので、どのステージで表彰するのがいいのだろうというお話がございましたが、そういったときに、実際に現場で汗をかいた方が表彰されるのが一番望ましいと思っておりますし、一方自治体内の異動で担当から外れてしまうこともあります。表彰されるタイミングでは全然汗をかいた人はいませんでしたというのは寂しい気もしますので、うまいタイミングでできればと思いました。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

そういたしましたら、難波委員、渡辺委員までお話をお伺いして、事務局に御発言いただきたいと思えます。

よろしくをお願いします。

○難波委員 ありがとうございます。

難波です。

私も、先ほど福島先生からあったところと少しかぶるかもしれないのですが、あまり総合的な評価をして、仮に大賞を受賞しましたというものが、後になってうまくいかなかったということは往々にして想像がつくので、それは内閣府としてのレピテーションリスクにもなり得るのかなと思っていて、逆に、それぞれの賞の項目は絞り込んでしまっても、とがった案件を見せていくのも一つの方法かなと思っています。

特に先ほどもあったところとして、山口部会長代理だったかがおっしゃったと思うのですが、今、新たな政策課題で、例えばDXであったり、カーボンニュートラルという話が出ているので、場合によっては、そういった特別賞みたいなものを掲げることによって、こういうのがあるのだから、PPPではこういう項目を検討していこうという形になっていて、それがちゃんと表彰されるみたいな形になっていくと、この賞をつくることで誘導していくことももしかしたらできるのかもしれないですし、うまいサイクルができていくといいかなと思っています。

せっかくだからつくるので、いい仕組みになったらいいかなと思っています。期待しています。

○北詰部会長 ありがとうございます。

では、渡辺委員、お願いします。

○渡辺専門委員 渡辺です、

聞き逃してしまっていたら恐縮ですが、選考方法についてです。

対象案件に関してですが、過去案件についても、エントリーが可能なのかどうかといった点が気になったところです。

ほかの先生、委員の方からも指摘があったところなのですが、基準をぜひ明確にしていた上で、表彰制度を示していただければと思います。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

御質問、アイデアの御提示、懸念事項の御指摘等があったかと思えます。

事務局のほうでそれぞれ整理しながらお答えいただければと思います。

よろしくお願いします。

○佃企画官 御意見ありがとうございます。

まず、評価項目につきましては、厳しい意見もいただきましたが、多様な効果、地域の課題解決等を評価すべきということもあると思いますので、そういうのは今後、検討に含めていきたいと思えます。

主観が入り過ぎというのは、確かに御指摘のとおりだと思いますので、また改善していきたいと思えます。

続きまして、どの段階の案件を表彰するのかということにつきましては、中の議論でも、確かに早い段階で表彰してしまった場合、後で何か問題があった場合に、よくないリスクがあるなという話の中でもしておったところがございますので、どの段階のものを表彰するのかにつきましても、今後、検討することもありますし、もしかしたら、審査委員会の検討の中で、今回はこれでいこうという話にする方法もあるのかなと思っておるところでございます。

あとは、選考の対象も、テーマを絞ったものがないのではないかというお話もございました。

こちら、何を表彰の対象として募集するかという議論は中でございまして、あまり絞り過ぎると、そもそもの母数が少なくなってしまうのではないかとか、広くし過ぎると、翌年度からテーマがなくなってしまうのではないかとか、様々な視点があると思えますので、こちらまた引き続きいただいた意見を参考にしながら検討していきたいと思っておるところでございます。

○北詰部会長 あと、例えば表彰のインセンティブみたいなものが考えられるかという話と、過去案件でもエントリーできるのかとか、そういった御意見があったかと思えますが。

○佃企画官 副賞につきましては、この場でどうというのは、なかなか答えづらい部分がございますので、ここは保留ということにさせていただければと思います。

○北詰部会長 過去案件はどうされますか。

検討中でいいですか。

○佃企画官 はい。それもどうしていくかは、またもしかしたら、審査委員会の中で御議論いただく場合もあるかもしれません。

というのは、相当古い案件で、古いと言うのもあれですが、評価が世の中で定まっているような案件をまた改めて表彰することがいいのかというか、そのような観点もございまずので、もしかしたら供用から何年以内とか、そのような縛り方もあるのかなと考えておる部分もございまずので、そこもまた引き続き検討させていただければと思います。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

私から少しだけ。

各委員の先生方の御指摘どおりだと思うのですが、表彰するのは、汗をかいた人に報いていただくという観点がありますので、そういったところも必要だし、とがった案件をどんどん表彰して、実際に受け止める側は、それをうまくアレンジして、自分なりのものにしていくスタンスで僕はいいと思うのですが、いずれにしろ、当該の方を表彰するだけではなくて、そういういい案件があったら、それが全国の同じような課題を抱えている、あるいは頑張ろうとしている自治体に対して、情報共有になるような形にさせていただければと思っております。

グッドプラクティスがホームページに上がっていて、クリックすると、それを見ればという形での情報共有ではちょっと足りないかなと思いますので、いい情報については、積極的に多くの関係者に共有できるような工夫が併せてつくられればと思っております。

どうもありがとうございます。

よろしく申し上げます。

○佃企画官 ありがとうございます。

○北詰部会長 それでは、本件につきましては、一旦、クローズさせていただきます。

それでは、議事5がございまして「その他」について進めたいと思います。

事務局から御説明願いますが、これは参考資料5についてのお話なのですね。

ただ、先ほどの横山委員の話とはちょっと違うと思いますので、併せて「その他」について御説明いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○阿部補佐 阿部と申します。よろしくお願いたします。スタジアム・アリーナに係るコンセッション事業活用ガイドラインについて御紹介させていただきます。

参考資料5を基に御説明させていただきます。

スタジアム・アリーナといったスポーツ施設につきましては、内閣府のPFI推進アクションプランにおいても、コンセッション手法の導入対象として、新たに開拓する領域の一つに位置づけております。

スポーツ庁でも、プロスポーツで活用するスタジアム・アリーナを核とした市場規模を

拡大するため、民間スポーツ産業の成長を促進しています。

また、施設の特性としても、公共施設として集客力を高める必要のある点。

大規模施設であり、複合化等による地域の中核施設としての位置づけが必要である点などから、特殊性の高い施設であり、民間事業者のノウハウの発揮余地の高い施設であると考えられることから、コンセッションの事業化を促進するため、今年度、実務的に参考となる本資料を作成いたしました。

今お示ししているページは【全体構成】となっておりますが、大きく3編に分かれておりまして、第1章、第2章が導入編、第3章、第4章が実務編、第5章を資料編としております。

2ページ、3ページでは、趣旨、コンセプト、先行事例、ガイドラインの構成を記載しております。

今回のガイドラインの特徴は、大きく3点ございます。

まず、現在想定されているスタジアム・アリーナの官民連携事業は、バスケットボールの新B1基準に基づく施設の新鋭や、サッカーにおけるリーグ基準を満たすための更新工事が多いことから、単純な運営手法の転換ではなく、施設整備を伴う事業が多く想定されるため、コンセッション導入において、整備フェーズを加えた発注手法として、BT+コンセッション手法を解説しております。

整備段階から運営方法を意識することで、ライフサイクルコストの削減のみならず、施設の収益力を高めることも重要である点を解説しております。

次に、自治体、民間事業者等と意見交換を行っている中で聞こえてくる、コンセッション事業に対するイメージが、稼げる施設、特に独立採算できる施設に限られていることも多い一方で、単なる指定管理者制度ではなく、特にスタジアム・アリーナ等、人が集まる施設においては、コンセッション事業とすることでの運営の柔軟さなどによるメリット等が考慮できることから、運営時にも、一部公共からのサービス対価を支払う、いわゆる混合型の事業スキームについても解説を加えております。

最後に、自治体等との意見交換の中で浮かび上がってきた課題としまして、既存のガイドライン等では、公募を行うことが決まった後に必要となる手続についての解説は多いものの、実際に事業化を検討する上流段階では、どのように着手すべきかという点について解説が少ないということで、この点の情報を求められていることが判明いたしましたため、事業化検討段階について、重点的に記載を行っております。

なお、先行事例として、愛知県新体育館に言及しているほか、本編では、その他各説明項目に応じまして、川崎市等々力緑地や、新秩父宮ラグビー場など、適宜参考事例を紹介し、ガイドラインを利用される方にとって実感が得やすいような構成を心がけております。

次のページから、具体的な内容について抜粋して御説明いたします。

資料の4ページ目です。

全体構成については、さきに御説明させていただきましたが、そのうち導入編に当たる

第1章、第2章では、冒頭に申し上げました本ガイドラインのコンセプトに当たる事項を説明しております。

特にコンセッション事例の特徴として、民間事業者の自己投資を呼び込むために必要となる公共のスタンスや、スキーム上の工夫について記載しております。

実務編については、第3章では、事業化検討段階として、BT+コンセッション手法を前提に、マーケット調査や、周辺施設と役割分担に基づく整備候補地の選定といったまちづくりの視点による構想段階から、施設の利用方法と規模を検討し、スキームや財源を固めた上で発注に進むといった事業化のステップに沿って記載しております。

第4章では、民間事業者のノウハウの発揮余地を高めるため、積極的な性能発注を促す観点をベースに、細かな論点について解説を行っております。

なお、先ほど横山委員から御指摘をいただきました内容につきましては、第3章で、一つは、プロスポーツチームを例に取りまして、構想段階から連携が必要な点、発注時には、応札者として入札からの分離を含めた、チームの取扱いに関する留意点を解説しております。競技団体につきましても、要望等を確認して、既存の施設間での施設利用方法の役割分担といったものを含めて取扱いを検討するといったことも示してございます。

第5章の資料編につきましては、BT+コンセッション手法の発注を行うための実施方針、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、特定事業契約書といった公募関連資料のひな形を作成し、添付してございます。

これらガイドラインとしましては「スタジアム・アリーナに係る」と銘打っておりますが、ホール等の集客施設、拠点となる公共施設においても援用できるような資料となっております。自治体職員や参画を目指す事業者、特に地方の民間事業者に御活用いただけるよう、ホームページで公開したり、講演等で紹介したりするなど、周知を図ってまいります。

御説明は以上でございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

では、これに関して御質問がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

唐突に出てきた感じがするのだけれども、皆さん大丈夫ですか。

では、福島委員、よろしく申し上げます。

○福島専門委員 極めて素朴な質問ですが、これはまだリリースされていないという理解でよかったですでしょうか。

そうであれば、いつぐらいに出される予定のものでしょうか。なのか。

○北詰部会長 事務局、お答えください。

○阿部補佐 現在、まだリリース前でございまして、年明けに公表を予定してございます。

○福島専門委員 これは文科省とかスポーツ庁ではなく、内閣府が出されるのですか。

○阿部補佐 はい。内閣府により公表いたします。

○福島専門委員 分かりました。

すみません。若干唐突な気がしましたもので。ありがとうございます。

○北詰部会長 では、下長委員、よろしく申し上げます。

○下長専門委員 私も、スタジアム・アリーナとかこの手の施設は、冒頭に説明があったように、民間の提案余地も大きくて、PPP/PFIの適用を推進するのは非常に賛成です。

こういった資料を出していただくのは非常にいいのですが、逆にスタジアム・アリーナに限ってこういうのが出てきて、ほかにも推薦すべき分野の施設はたくさんあるのかなと思っていまして、ぜひ横断的に順次、こういった形で促進するような資料の整備をお願いしたいと思います。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

実は、部会長としてもその辺を整理しておきたいのですが、スタジアム・アリーナについてこういう話が出て、年明けにリリースということになると、内閣府としては、どういう体制でいくのですか。

これからも個別案件のガイドラインみたいなものをどんどん出していくという立ち位置におられるのか、特に何がしかの基準に基づいてピックアップすべきものがあるのか、それに限ってこんなものを出していくという立ち位置におられるのか、御紹介いただけますか。

○茨木企画官 今回のスタジアム・アリーナのガイドラインは、かなり特殊なケースでございます。基本的には、ガイドラインなどは各施設を所管する省庁でつくっていただいているところなのですが、アクションプランを策定する際の役割分担の中で、その時点では、内閣府が経験というか、ノウハウを持っているということで、まず、スタジアム・アリーナに関するガイドラインのスタート時点では内閣府がまず一旦つくったという整理でございますので、かなり特殊なケースではあるかと思えます。

これを今後、リバイスしていく段階で、スポーツ庁とかとどういう役割分担をするかというのは、今後、また検討が必要かなと考えているところでございます。

○北詰部会長 さすがに霞が関と省庁間では調整できているのだと思うのですが、受け止めた側が、何でこれだけ出てきたのということで困惑しないようにだけしていただければと思います。

よろしく申し上げます。

難波委員、よろしく申し上げます。

○難波委員 難波です。

私も、これだけ出ると、スポーツ施設だからこその違いは何かあるのかなという疑問は皆さん思うような気がするので、その辺りはもう少し説明していただくといいなと思いますというのが一つ。

もう一つなのですが、今回、特にコンセッションでスタジアム・アリーナの話が出ているのは、プロスポーツを主眼に対象として考えられているのだとは思いますが、現実と

して、B1のチームが使っている体育館とかは、そんなに大きな規模の体育館ではなくて、市民体育館であったり、大学の体育館を借りてやっているところもあったりする中で、実際にはエンタメとしてのスポーツだけではなくて、やるスポーツであったり、育成とかそういう部分も入ってくるはずなので、何となく今御紹介いただいたものだと、エンタメ方向だけにフォーカスし過ぎていないかなとか、例えばオーストラリアのシドニーのオリンピック会場の跡地とかは、最近では割とスポーツ系のテクノロジー企業の育成とかに方向性がいってたりするのです。

スポーツもいろいろな多様性の部分があるので、あまり総花的になるとあれかもしれないのですが、あまりエンタメ寄りだけに絞らずに、もう少し多様なスポーツの在り方をちゃんと加味していただけるといいなと思いました。

以上です。

○北詰部会長 事務局、お話しいただけますか。

○阿部補佐 御意見ありがとうございます。

スポーツ施設という観点からの特徴といたしましては、冒頭でも御説明したところでございますが、特にエンタメという御指摘もありましたが、公共施設の中では規模が大きいものであるというところや、集客力が必要だという観点から特殊性を持っているという認識でございます。

また、プロスポーツを主眼にしているというのは御指摘のとおりでございますが、市民体育館といったところではなかなかコンセッション導入が難しいところではあると認識している一方で、こういった興業を主体とした施設においては、一定程度コンセッションといったものも導入可能な施設なのではないかと考えております。

このような視点から本ガイドラインを作成しており、この中で、先ほども競技団体等の鳥が追う買いの御紹介もさせていただいたところではあるのですが、一定程度公共としての役割を、どういった関わり方にするかというところを整理した上で、公共的な役割に基づく使い方については、公共負担も必要だろうというところも含めて、混合型のスキームといったものも提示させていただいておりますし、施設としてメインアリーナとサブアリーナを分けるといった事例も御紹介しています。このように、プロスポーツのみならず、幅広くスポーツ施設にも対応できるような形にさせていただいております。

以上でございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

この件に関しては、もし御発言があれば受けますが、なければ時間どおりで、区切りにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

では、先ほど何人かの委員からもお話がありましたが、この案件が我々委員会の活動の本来の目的に影響しないしないようにだけしていただいて、うまく整理して取り扱っていただければと思います。

よろしく申し上げます。 予定の時間になりましたので、質疑はここまでにさせていただきます。

だきまして、ほかの御意見、御質問がある場合は、事務局にメール等で御連絡いただければと思います。

それでは、本日の議事は以上です。

積極的に御議論いただきまして、ありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

○田村参事官 委員の皆様方、長時間にわたり御議論いただきまして、ありがとうございました。

本日いただきました、示唆に富んだ意見やアイデアにつきましては、今回の議論を踏まえて、検討を進めてまいりたいと思っております。

次回につきましては、年度内として、後日、日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日は、以上で閉会とさせていただきます。

大変長時間ありがとうございました。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。